上越市選挙管理委員会告示 第96号

令和7年10月26日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙に おける投票所の投票管理者職務代理者については、公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89 号)第24条第1項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和7年10月20日

上越市選挙管理委員会 委員長 澤 海 雄 一

1 投票所の投票管理者職務代理者の変更

別紙のとおり